

○岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

平成19年11月22日
広域連合条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）その他法令に定めがあるもののほか、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う後期高齢者医療について必要な事項を定めるものとする。

(葬祭費)

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。

(保健事業)

第3条 広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うものとする。

(保険料の賦課額)

第4条 法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保険料の所得割額)

第5条 前条の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この項本文及び次条の規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第10条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第12条第3号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第85条で定めるところにより算定した当該特定期間（法第116条第2項第1号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額

の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げる。
(保険料の被保険者均等割額)

第6条 第4条の被保険者均等割額は、第12条第3号に規定する被保険者均等割総額から施行規則第86条で定めるところにより算出した当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第7条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一とする。

(所得割率)

第8条 令和6年度及び令和7年度の所得割率は、100分の10.49とする。

(被保険者均等割額)

第9条 令和6年度及び令和7年度の被保険者均等割額は、50,200円とする。

(保険料の賦課限度額)

第10条 第4条の賦課額は、800,000円を超えることができない。

(賦課期日)

第11条 保険料の賦課期日は、4月1日とする。

(保険料の賦課総額)

第12条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第14条又は第15条の規定により所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。)の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金、法第117条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要

する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

イ 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

（賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合）

第13条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における、被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額をいう。以下この条において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条

第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない場合において、当該世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の保険料の賦課期日現在における、前号の規定による額を控除されない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に305,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合において、当該世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の保険料の賦課期日現在における、前2号の規定による額を控除されない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項第1号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に560,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合において、当該世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

(4) 前各号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第3項から第5項までの規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとして計算する。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
(被扶養者であつた被保険者に係る保険料の減額)

第15条 被扶養者であつた被保険者（前条の規定に基づき、被保険者均等割額から同条第1号又は第2号の規定による額を控除されない被保険者に限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得

た額を控除した額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保険料の額の通知)

第16条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(徴収猶予)

第17条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者（法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長一年）以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前4号に類する事由があること。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

(1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の徴収猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第18条 広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

(2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。

(3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著

しい損失、失業等により著しく減少したこと。

(4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

(5) 前4号に類する事由があること。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。ただし、広域連合長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第19条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、6月20日まで（保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内）に、当該被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市町村長に提出されている場合又は当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定めるものを除く。）である場合においては、この限りではない。

(保険料の納付)

第20条 保険料は、第4条から前条までの規定に基づき当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(市町村が徴収すべき保険料の額)

第21条 市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条又は法第55条の2の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもつて行う。

3 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割を

もって行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもって行う。

(延滞金の納付)

第22条 延滞金は、前条の規定に基づき被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(罰則)

第23条 広域連合は、被保険者が法第54条第1項の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

第24条 広域連合は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。

第25条 広域連合は、偽りその他不正の行為により徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金（広域連合が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第26条 前3条の過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けたものについては、第14条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額）及び」と、「同法第314条の2第2項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」と、同項第2号及び第3号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額）」と、「同条第2

項第1号」とあるのは「地方税法第314条の2第2項第1号」とする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第3条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。))を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第4条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第5条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則 (平成20年7月29日広域連合条例第4号)

この条例は、平成20年8月1日から施行し、改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２０年４月１日から適用する。

附 則（平成２１年２月３日広域連合条例第４号）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年５月２６日広域連合条例第７号）

この条例は、平成２１年７月１日から施行し、改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成２１年４月１日から適用する。

附 則（平成２２年３月２９日広域連合条例第４号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年２月４日広域連合条例第１号）

この条例は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年２月１４日広域連合条例第１号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の第１０条及び附則第５条第１項第７号の規定は、平成２４年度以降の賦課額について適用し、平成２３年度分までの賦課額については、なお従前の例による。

附 則（平成２５年２月１４日広域連合条例第２号）

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年２月２４日広域連合条例第２号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の第１０条並びに第１４条第１項第２号及び第３号の規定は、平成２６年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２５年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成２７年３月２７日広域連合条例第５号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の第１４条第１項第２号及び第３号の規定は、平成２７年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２６年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成２８年２月２２日広域連合条例第１号）

（施行期日）

１ この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の第１０条並びに第１４条第１項第２号及び第３号の規定は、平成２８年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２７年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 2 月 27 日広域連合条例第 1 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 14 条第 2 号及び第 3 号の規定は、平成 29 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 28 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 22 日広域連合条例第 1 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 10 条並びに第 14 条第 2 号及び第 3 号の規定は、平成 30 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 8 月 8 日広域連合条例第 7 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 12 月 18 日広域連合条例第 8 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第 18 条第 2 項の規定は、平成 30 年 7 月 5 日から適用する。

附 則（平成 31 年 2 月 19 日広域連合条例第 1 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 14 条及び第 15 条の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 2 月 21 日広域連合条例第 1 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 15 日広域連合条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第 5 条から第 7 条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合に

適用する。

附 則（令和３年２月１２日広域連合条例第１号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和３年度以後の年度分の保険料について適用し、令和２年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和３年８月２日広域連合条例第２号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年２月２１日広域連合条例第１号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和４年度以後の年度分の保険料について適用し、令和３年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和５年２月１５日広域連合条例第１号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和５年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和５年度以後の年度分の保険料について適用し、令和４年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和６年２月２０日広域連合条例第１号）
（施行期日）

第１条 この条例は、令和６年４月１日から施行する。
（経過措置）

第２条 この条例による改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第３条 令和６年度において、広域連合が次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第１０条中「８００，０００円」とあるのは、「７３０，０００円」とする。

（１）昭和２４年３月３１日以前に生まれた者

（２）令和７年３月３１日以前に法第５０条第２号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和２４年４月１日から昭和２５年３月３１日までに生まれた者で７５歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）

第４条 令和５年の基礎控除後の総所得金額等が５８０，０００円を超えない者に対して

課する令和6年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は670,000円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。

3 第1項の場合における所得割率は、100分の9.76とする。

附 則（令和6年8月29日広域連合条例第2号）
（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第10条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月19日広域連合条例第1号）
（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。